

不当判決を弾劾する!!

4月21日、名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は、2007年7月13日にJR東海と愛知県警公安三課がデッチ上げた「蒲郡駅事件」において不当にも有罪判決を言い渡した。その反動の判決は「懲役6ヶ月、執行猶予2年」の有罪判決であった！

最初から『有罪』ありきの判決内容だ！

近藤裁判長から「加藤さんが蒲郡駅の管理者専用の書庫から、管理者用の主任レポートに関する文書を持ち出し、コピーし、31枚の用紙を持ち出した」ことを事実と認定し有罪判決を下した。

しかし、31枚のコピー用紙やコピー機には加藤さんの指紋は発見されていないのにも関わらず、「鍵をかけ忘れた可能性のある1分11秒間で行える」などと、推論した認定で、『加藤さんが犯人だ！』『犯罪者である！』と前提として結論づけている。

我々JR東海労新幹線関西地方本部名古屋車両所分会は、この不当判決を断じて許さず、闘う労働組合の政治弾圧や国策捜査を許さず、加藤さんと美世志会の完全無罪・早期職場復帰に向けて職場、地域から、全ての仲間と連帯して、さらに闘う！